吸収分割に係る事後開示書類

2021年7月1日

アライドアーキテクツ株式会社

2021年７月１日

株式会社しまうまプリント
代表取締役社長　髙橋 洋一郎

アライドアーキテクツ株式会社
代表取締役社長 CEO　中村壮秀

吸収分割に関する事後開示書類

（会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条
並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める書面）

株式会社しまうまプリント（以下「分割会社」といいます。）とアライドアーキテクツ株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2021年５月19日付で締結した吸収分割契約書に基づき、同年７月１日を効力発生日として、分割会社が、そのtorutte事業に関して有する権利義務を、承継会社に会社分割（吸収分割）（以下「本件吸収分割」といいます。）により、承継させました。

本件吸収分割に関する会社法第 791 条第１項第１号及び会社法施行規則第 189 条並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める事項は、下記のとおりです。

記

１．本件吸収分割が効力を生じた日
2021年７月１日

２．分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過について
本件吸収分割は、簡易分割であるため、会社法第784条の2の規定による分割会社の株主による差止請求は認められておりません。

(2) 会社法第 785 条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過について
分割会社は、会社法第785条第4項第2号の規定に基づき、2021年５月31日に株主に対して公告を行いましたが、同条第1項に従い分割会社に対して株式の買取りを請求した株主はありませんでした。

(3) 会社法第787条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過について
本件吸収分割においては、会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権が存在しないため、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第789条(債権者の異議)の規定による手続の経過について
会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2021年５月31日付で官報公告及び電子公告を行いましたが、会社法第789条第１項第2号の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

３．承継会社 における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過について
本件吸収分割は、簡易分割であるため、会社法第 796 条の 2 の規定による承継会社の株主による差止請求は認められておりません。

(2) 会社法第 797 条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過について
承継会社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の承認を得ずに本件吸収分割を実施するため、会社法第 797 条の規定による手続は行っておりません（なお、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づく手続を除く)。

(3) 会社法第 799 条(債権者の異議)の規定による手続の経過について
承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2021 年５月 31 日付で官報公告及び電子公告を行いましたが、会社法第 799 条第 1 項第 2 号の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

４．本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項
承継資産額（概算） -百万円
承継負債額（概算） -百万円

５．会社法第 923 条の変更の登記をした日
2021 年 7 月 14 日（予定）

６．その他重要な事項
【省略】

以上